

皇室典範等の一部を改正する法律案に対する修正案

皇室典範等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

題名を次のように改める。

皇室典範及び皇室経済法の一部を改正する法律

第一条中皇室典範第九条の改正規定、同法第十五条の改正規定及び同法本則に一章を加える改正規定を削る。

第三条及び第四条を削る。

附則第一条中「三月」を「一年」に改め、同条ただし書中「附則第五条及び第七条」を「附則第四条から第六条まで」に改める。

附則第二条中「（以下「新典範」という。）」を削る。

附則第四条を削る。

附則第七条及び第八条を削る。

附則第六条第二項を削り、同条を附則第七条とする。

附則第五条中「前三条」を「前二条」に改め、「（罰則に関する経過措置を含む。）」を削り、同条を附則第四条とし、同条の次に次の二条を加える。

（内親王等と婚姻した天皇及び皇族以外の男子等の身分についての検討及び関係法律の整備）

第五条 内親王又は女王が天皇及び皇族以外の男子と婚姻した場合（附則第二条の規定により施行時内親王等が皇族の身分を離れたときを除く。）において当該男子及び当該内親王又は女王の直系卑属が皇族の身分を有することとするかどうかについては、この法律の公布後速やかに検討が行われ、この法律の施行の日までに、その結果に基づいて必要な関係法律の整備が行われるものとする。

（その他の関係法律の整備）

第六条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要となる関係法律の整備については、別に法律で定める。